

平成 25 年 9 月 19 日

心理職の国家資格化に関する提言

精神科七者懇談会総会

私ども精神科七者懇談会は、精神科 7 団体で構成し、精神医学・医療・保健・福祉に関わる課題に共同して対処して参りました。

心理職の国家資格化については、心理職の国家資格が必要であるという共通認識の下に長年にわたり取組み、平成 17 年に結成された「医療心理師国家資格制度推進協議会」に参加したほか、平成 21 年より委員会を設置して、適宜見解を明らかにしております。とりわけ、平成 23 年 10 月 2 日に、心理 3 団体（臨床心理職国家資格推進連絡協議会、医療心理師国家資格制度推進協議会、日本心理学諸学会連合）が発表された「要望書『心理師（仮称）』の国家資格制度を創設して下さい」については、検討を重ねて、25 年 2 月に開催された総会におきまして、「心理職の国家資格化に関する見解」（以下、「見解」）を承認し、その後の推移を注視しておりました。本日開催された総会におきまして、最近の状況を踏まえて、「提言」が新たに承認されましたので、本総会の「提言」として発表いたします。関係各位のご理解ご支援をお願いいたします。

記

1. 医療分野における心理的行為の多くは、医師が行うべき診療等の医行為に含まれるので医師の指示を受けなければならない。
2. 心理的行為は医行為と峻別できない業務が多く、また名称独占の業務となっているので、医療機関としての開業権は認められない。
3. 国家資格化に際しては、多様化する医療ニーズに対応し、チーム医療での協働をはかるために、関係者・関係諸機関と十分な協議検討を行う必要がある。
4. 教育・産業等の分野における医療との関係については、精神・身体疾患の有無の判断と責任のあり方について明確にする必要がある。とりわけ、相談者が現に罹患して主治医が存在する場合には連携・協働して対処することが必要である。主治医のみならず他の医療職種とも連携のあり方を協議検討する必要がある。
5. 教育研修体制については、学部教育において心理学科目、医療関連科目に関して、適切なカリキュラムが実施される必要がある。また、卒前卒後、国家資格取得後の研修体制を整備する必要がある。
6. 「心理師」の表記については、「心理士」とする必要がある。

以上

精神科七者懇談会

公益社団法人 日本精神神経学会
精神医学講座担当者会議
公益社団法人 日本精神科病院協会
国立精神医療施設長協議会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
公益社団法人 日本精神神経科診療所協会
一般社団法人 日本総合病院精神医学会